

豊田市文化・スポーツ施設減免要綱

(目的)

第1条 使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）を減免することにより、子どもの生涯スポーツの推進及び子どもの健全育成を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 対象となる施設は、別表1のとおりとする。

(対象団体)

第3条 対象となる団体は、豊田市スポーツ協会、豊田市文化振興財団及びその加盟団体、地域スポーツクラブ並びに別表1の「例外的な減免事業」欄に掲げる事業を実施する団体とする。

(対象事業)

第4条 対象となる事業は、対象団体が主催（共催の場合も含む）する次に掲げる事業とする。ただし、営利を目的とする事業及び営利に結びつく事業等は除く。

(1) 主として中学生以下を対象とした大会、発表会及び教室等の児童又は生徒のスポーツの推進及び健全育成を目的とした事業（以下「大会等」という。）

※「主として中学生以下を対象とした」とは、大会等における参加者（観客・指導者・スタッフ等を除く。）の80%以上が中学生以下の場合を原則とする。

(2) 大会等に必要な準備及び片付け

(3) 別表1の「例外的な減免事業」欄に掲げる事業

(大会等の定義)

第5条 前条第1項に掲げる大会等とは、次のすべての条件を備えた事業とする。

(1) 責任者を配置した事業であること

(2) 広く一般に参加者を募集している事業であること

(対象使用料等)

第6条 対象となる使用料等は、対象施設にかかる使用料等とする。ただし、附帯設備、附属施設、附属設備、空調及び夜間照明設備の使用料等は対象外とする。

(申請方法等)

第7条 申請しようとする者は、豊田市公共施設使用料減免申請書（様式第1号）により、利用日の2週間前までに別表2の提出先に提出するものとする。

(減免の決定)

第8条 別表2に定められている減免書類提出先は、前条の規定により申請があったと

きは、減免の適否を決定し、豊田市公共施設使用料減免承認書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（豊田市スポーツ施設利用システムによる申請及び決定）

第9条 第7条及び第8条の規定に関わらず、豊田市スポーツ施設利用システム（以下「T O S S」という。）による利用許可申請等が可能な施設は、年間・4か月利用調整期間中に使用料等の減免の申請及び減免内定の決定を、T O S Sにより行うことができる。なお、この場合において、豊田市公共施設使用料減免申請書（様式第1号）の提出及び豊田市公共施設使用料減免承認書（様式第3号）の通知を省略することとし、使用料等の減免の承認は、減免内定後に実施する施設管理者との確認をもって決定するものとする。

2 前項の承認は、申請のあった対象事業に対して行うものであり、利用日時の追加、変更及び延長が発生した場合も、減免の承認は適用される。この場合、申請しようとする者は、利用調整予約変更申請書もしくは豊田市体育施設利用（調整外）申請書を提出する際に、施設管理者が確認済みの体育施設利用調整確認書の控えを添付して提出するものとする。

（その他）

第10条 本要綱に定めのない事項は、スポーツ振興課及び各施設管理所管課にて協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年11月14日から施行する。

（経過措置）

2 ただし、令和3年3月31日までの利用予約は改正前の豊田市文化・スポーツ施設減免要綱の規定を適用し、令和3年4月1日以降の利用予約について、改正後の豊田市文化・スポーツ施設減免要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 対象施設及び例外的な減免事業

条例名	
施設名	例外的な減免事業
豊田市体育施設条例	
豊田市総合体育館	
豊田市武道館	
豊田市旭総合体育館	旭・足助・稲武地区小学校が合同で行う球技大会
豊田市旭武道場	
豊田市旭弓道場	
豊田市猿投コミュニティセンター体育館	
豊田市猿投コミュニティセンター武道場	
豊田市西部体育館	逢妻スポーツクラブが開催する会議及び打合せを目的とした利用（ただし、会議室、体力測定室及び健康・体力相談室の利用に限る）
豊田市高岡公園体育館	
豊田市東山体育センター	
豊田市藤岡体育センター	
豊田市松平体育館	①（一社）松平スポーツクラブが開催する会議及び打合せを目的とした利用（ただし、研修室、体力測定室、健康・体力相談室及びトレーニング室の利用に限る） ②松平地区のコミュニティの発展及び地域課題の解決、文化伝統芸能の継承に貢献し、公益性がある事業（ただし、屋根付き運動広場の利用に限る）
豊田市五ヶ丘運動広場	
豊田市高岡運動広場	
豊田市高橋運動広場	
豊田市東山運動広場	
豊田市保見運動広場	
豊田市藤岡山村広場	
豊田市足助テニスコート	
豊田市藤岡テニスコート	
豊田市足助プール	①豊田市立冷田、追分、佐切、則定、萩野、大蔵、御蔵小学校の学校活動及びPTA活動 ②則定小学校の放課後児童クラブ活動
豊田市下山西部プール	豊田市立花山小学校の学校活動、PTA活動及び放課後児童クラブ活動
豊田市勘八漕艇庫	

豊田市教職員会館テニスコート	
豊田市都市公園条例	
井上公園	
加茂川公園	
猿投公園（体育館を含む）	
中央公園（豊田スタジアム）	
土橋公園	
毘森公園	
柳川瀬公園（体育館を含む）	
豊田市地域文化広場条例	
豊田地域文化広場	
豊田市平戸橋いこいの広場条例	
豊田市平戸橋いこいの広場	
豊田市猿投棒の手ふれあい広場条例	
猿投棒の手ふれあい広場	
豊田市トレーニングセンター条例	
小原トレーニングセンター	
緑の公園	
足助トレーニングセンター	
ふれあいセンター萩野	豊田市立萩野小学校の学校活動、P T A活動及び子ども会活動
下山トレーニングセンター	
下山運動場	
豊田市民広場条例	
矢作川島崎公園	
豊田市旭B & G海洋センター条例	
豊田市旭B & G海洋センター	豊田市内の小中学校の学校活動
豊田市民文化会館条例	
豊田市民文化会館	
豊田市民ギャラリー	
豊田産業文化センター条例	
豊田産業文化センター	
豊田市コンサートホール・能楽堂条例	
豊田市コンサートホール・能楽堂	

- 備考 1 学校活動とは、授業、部活動、その他教育委員会が認める活動をいう。
- 2 P T A活動、子ども会活動及び放課後児童クラブ活動とは、対象小中学校区の児童生徒が使用する活動のみをいう。
- 3 上記の事業のほか、公立の市内小中高等学校施設の改修等で学校施設が使用できない等のやむを得ない事情により、上記の対象施設にて学校活動を行う場合は例外的な減免事業として取り扱う。

別表2 減免書類提出先

施設名	提出先	申請時に使用する様式	承認時に使用する様式
豊田市旭総合体育館	スポーツ振興課	第1号	第3号
豊田市旭武道場			
豊田市旭弓道場			
矢作川島崎公園			
豊田市旭B & G海洋センター	旭支所	規則に定める様式	
豊田市足助テニスコート	スポーツ振興課	第1号	第3号
足助トレーニングセンター			
ふれあいセンター萩野	足助支所		
豊田市足助プール			
小原トレーニングセンター	スポーツ振興課		
緑の公園			
下山トレーニングセンター			
下山運動場			
豊田市下山西部プール	下山支所		
豊田市猿投コミュニティセンター 体育館	スポーツ振興課		
豊田市猿投コミュニティセンター 武道場			
豊田市藤岡山村広場	商業観光課		
豊田産業文化センター			
豊田市民文化会館			
豊田市民ギャラリー	文化振興課		
豊田市コンサートホール・能楽堂			
豊田市教職員会館テニスコート	スポーツ振興課		
豊田市総合体育館			
豊田市武道館			
中央公園（豊田スタジアム）			
豊田市東山体育センター			
豊田市松平体育館			
豊田市五ヶ丘運動広場			
豊田市高橋運動広場			
豊田市東山運動広場			

豊田市保見運動広場	スポーツ振興課	第1号	第3号
豊田市勘八漕艇庫			
井上公園（テニスコート）			
猿投公園（体育館を含む）			
土橋公園			
毘森公園			
柳川瀬公園（体育館を含む）			
加茂川公園	各施設 （指定管理者）	第1号※	第3号※
井上公園（水泳場）			
豊田市平戸橋いこいの広場			
猿投棒の手ふれあい広場			
豊田地域文化広場 （けやきホール、茶室を除く）			
豊田市西部体育館			
豊田市高岡公園体育館			
豊田市高岡運動広場			
豊田市藤岡体育センター			
豊田市藤岡テニスコート			

備考 様式第2号及び様式第4号は教育委員会所管施設の様式であり、現在は該当なし

様式第 1 号

豊田市公共施設使用料減免申請書

豊田市長 様

太枠の中のみ記入してください		申請日		年	月	日
申請者名 (団体にあっては、団体名及び代表者名)						
住所 (〒)				電話 () -		
主催者名				共催者名		
利用施設名				利用責任者 電話 () -		
使用目的	大会 (行事) の名称					
	大会 (行事) の内容					
利用する日時						
年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 から						
年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 まで						
大会 (行事) 参加者数						
人 (中学生以下 人)						
(高校生以上 人)						
減免事由						
使用料 円		減免額 (全額・ %) 円		差引納付額 円		
承認年月日 年 月 日		決定者	検討者		起案責任者	
承認番号 豊 発第 号						

様式第2号

豊田市公共施設使用料減免申請書

豊田市教育委員会 様

太枠の中のみ記入してください

申請日 年 月 日

申請者名 (団体にあつては、団体名及び代表者名)			
住所 (〒 -) 電話 () -			
主催者名	共催者名		
利用施設名	利用責任者 電話 () -		
使用目的	大会 (行事) の名称		
	大会 (行事) の内容		
利用する日時 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 まで			
大会 (行事) 参加者数 人 (中学生以下 人) (高校生以上 人)			
減免事由			
使用料 円	減免額 (全額・ %) 円	差引納付額 円	
承認年月日 年 月 日	決定者	検討者	起案責任者
承認番号 豊 発第 号			

様式第3号

豊田市公共施設使用料減免承認書

利用上の注意

1 当該行事開催のとき、必ずこの承認書を利用施設の窓口に表示してください。

利用者名		
住所 (〒 -)		電話 () -
主催者名		共催者名
利用施設名		利用責任者 電話 () -
使用目的	大会 (行事) の名称	
	大会 (行事) の内容	
利用する日時		
年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分から 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分まで		
大会 (行事) 参加者数		
人 (中学生以下 人) (高校生以上 人)		
減免事由		
使用料 円	減免額 (全額・ %) 円	差引納付額 円
承認年月日 年 月 日	豊田市長	
承認番号 豊 発第 号		

様式第4号

豊田市公共施設使用料減免承認書

利用上の注意

1 当該行事開催のとき、必ずこの承認書を利用施設の窓口に提示してください。

利用者名														
住所 (〒)		電話 () -												
主催者名		共催者名												
利用施設名		利用責任者 電話 () -												
使用 目 的	大会 (行事) の名称													
	大会 (行事) の内容													
利用する日時														
<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:center;">年</td> <td style="text-align:center;">月</td> <td style="text-align:center;">日 (曜日)</td> <td style="text-align:center;">午前・午後</td> <td style="text-align:center;">時</td> <td style="text-align:center;">分から</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">年</td> <td style="text-align:center;">月</td> <td style="text-align:center;">日 (曜日)</td> <td style="text-align:center;">午前・午後</td> <td style="text-align:center;">時</td> <td style="text-align:center;">分まで</td> </tr> </table>			年	月	日 (曜日)	午前・午後	時	分から	年	月	日 (曜日)	午前・午後	時	分まで
年	月	日 (曜日)	午前・午後	時	分から									
年	月	日 (曜日)	午前・午後	時	分まで									
大会 (行事) 参加者数														
人 (中学生以下 人) (高校生以上 人)														
減免事由														
使用料	減免額 (全額・ %)	差引納付額												
円	円	円												
承認年月日		豊田市教育委員会												
年 月 日														
承認番号														
豊 発第 号														